

第 63 号議案

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の件  
 神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 11 月 29 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例  
 ( 区の設置等に関する条例の一部改正 )

第 1 条 神戸市区の設置等に関する条例 ( 平成 31 年 3 月条例第 31 号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 ( 以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。 ) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 ( 以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。 ) については、次のとおりとする。

- ( 1 ) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- ( 2 ) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- ( 3 ) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
( 区の事務所の位置、名称及び所管区域等 )				( 区の事務所の位置、名称及び所管区域等 )			
第 3 条 区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。				第 3 条 区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。			
区名	名称	位置	所管区域	区名	名称	位置	所管区域
[ 略 ]	[ 略 ]	[ 略 ]	[ 略 ]	[ 略 ]	[ 略 ]	[ 略 ]	[ 略 ]
西区	[ 略 ]	神戸市西区糀台 5 丁目 4 番地 <u>の 1</u>	[ 略 ]	西区	[ 略 ]	神戸市西区玉津町小山字川端 <u>180 番地の 3</u>	[ 略 ]

2、3 [略]

(区の事務所の出張所の位置、名称及び所管区域)

第4条 須磨区役所及び西区役所に支所を置き、その位置、名称及び所管区域は次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
須磨区役所北須磨支所	[略]	[略]
西区役所玉津支所	神戸市西区玉津町小山字川端180番地の3	曙町、天が岡、枝吉1-5丁目、玉塚台1-7丁目、小山1-3丁目、玉津町居住、玉津町今津、玉津町上池、玉津町高津橋、玉津町小山、玉津町新方、玉津町田中、玉津町出合、玉津町西河原、玉津町二ツ屋、玉津町丸塚、玉津町水谷、玉津町森友、玉津町吉田、中野1-2丁目、長畑町、二ツ屋1-2丁目、丸塚1-2丁目、水谷1-3丁目、宮下1-3丁目、持子1-

2、3 [略]

(区の事務所の出張所の位置、名称及び所管区域)

第4条 須磨区役所に支所を置き、その位置、名称及び所管区域は次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
須磨区役所北須磨支所	[略]	[略]

3丁目、森友1—5丁目

備考 [略]

第5条 北区役所、北神区役所及び西区役所に出張所を置き、その位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
[略]	[略]	[略]
西区役所伊川谷出張所	[略]	[略]

備考 [略]

第5条 北区役所、北神区役所及び西区役所に出張所を置き、その位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
[略]	[略]	[略]
西区役所伊川谷出張所	[略]	[略]
西区役所西神中央出張所	神戸市西区糶台5丁目6番地の1	井吹台北町1—5丁目、井吹台西町1—8丁目、井吹台東町1—7丁目、学園西町1—8丁目、学園東町1—9丁目、檜野台1—6丁目、春日台1—9丁目、狩場台1—5丁目、糶台1—6丁目、高塚台1—7丁目、竹の台1—6丁目、櫛谷町池谷、櫛谷町菅野、櫛谷町谷口、櫛谷町寺谷、櫛谷町栃木、櫛谷町友清、櫛谷町長谷、

					櫛谷町福谷、櫛谷町松本、平野町印路、平野町大野、平野町大畑、平野町堅田、平野町黒田、平野町慶明、平野町繁田、平野町芝崎、平野町下村、平野町常本、平野町中津、平野町西戸田、平野町福中、平野町宮前、平野町向井、美賀多台1-9丁目、室谷1-2丁目
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(福祉事務所条例の一部改正)

第2条 神戸市福祉事務所条例(昭和26年10月条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1(第1条関係)	別表第1(第1条関係)

名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市西福 社事務所	神戸市西区糀 台5丁目4番 地の1	[略]	神戸市西福 社事務所	神戸市西区玉 津町小山字川 端180番地の3	[略]

(公会堂条例の一部改正)

第3条 神戸市立公会堂条例(昭和34年3月条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前									
<u>神戸市立御影公会堂条例</u> (設置) 第1条 市民の集会等の利用に供するため、 <u>神戸市立御影公会堂</u> (以下「公会堂」という。)を設置する。	<u>神戸市立公会堂条例</u> (設置) 第1条 市民の集会等の利用に供するため、 <u>神戸市立公会堂</u> (以下「公会堂」という。)を <u>次のとおり</u> 設置する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市立御影公会堂</td> <td>神戸市東灘区御影石町4丁目4番1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>神戸市立</td> <td>神戸市西区玉津町</td> <td>区役所</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	備考	神戸市立御影公会堂	神戸市東灘区御影石町4丁目4番1号		神戸市立	神戸市西区玉津町	区役所
名称	位置	備考								
神戸市立御影公会堂	神戸市東灘区御影石町4丁目4番1号									
神戸市立	神戸市西区玉津町	区役所								

西公会堂	小山字川端180番 地の3	と併設
------	------------------	-----

(位置)

第2条 公会堂の位置は、次のとおりとする。

神戸市東灘区御影石町4丁目4番1号

(施設)

第3条 公会堂に次に掲げる施設を置く。

(1) ホール

(2) 集会室

(3) 和室

(4) 駐車場

(5) ロビーその他の便益施設

(使用の許可)

第4条 施設（前条第4号及び第5号の施設を除く。次条において同じ。）又はその附属設備若しくは備品（以下「施設等」という。）を使用しよ

(施設)

第2条 公会堂に次に掲げる施設を置く。

(1) 大集会場（神戸市立西公会堂に限る。）

(2) ホール（神戸市立御影公会堂に限る。）

(3) 集会室（神戸市立御影公会堂に限る。）

(4) 和室（神戸市立御影公会堂に限る。）

(5) 駐車場（神戸市立御影公会堂に限る。）

(6) ロビーその他の便益施設（神戸市立御影公会堂に限る。）

(使用の許可)

第3条 施設（前条第5号及び第6号の施設を除く。次条において同じ。）又はその附属設備若しくは備品（以下「施設等」という。）を使用しよ

うとする者は、規則で定めるところにより、東灘区長（以下「区長」という。）の許可を受けなければならない。

2 [略]

第5条 [略]

（許可の基準）

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可をしてはならない。

(1)～(3) [略]

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可をしないことができる。

(1)、(2) [略]

（許可の取消し等）

第7条 区長は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)～(4) [略]

(5) 前条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2～4 [略]

第8条、第9条 [略]

うとする者は、規則で定めるところにより、当該公会堂の所在地の区長（以下「区長」という。）の許可を受けなければならない。

2 [略]

第4条 [略]

（許可の基準）

第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可をしてはならない。

(1)～(3) [略]

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可をしないことができる。

(1)、(2) [略]

（許可の取消し等）

第6条 区長は、第3条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)～(4) [略]

(5) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2～4 [略]

第7条、第8条 [略]

(使用料の額及び納付方法)

第10条 第4条第1項の許可を受けた者は、別表又は次項及び第3項に定める額の使用料を納付しなければならない。

2～4 [略]

第11条～第16条 [略]

(指定管理者の指定等)

第17条 [略]

2 [略]

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条から第6条まで、第7条第1項及び第2項、第8条、第12条、第13条第1項並びに第15条の規定の適用については、第4条中「東灘区長（以下「区長」という。）」とあり、並びに第5条、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第12条、第13条第1項並びに第15条中「区長」とあるのは、「第17条第1項に規定する指定管理者」とする。

第18条 [略]

別表 (第10条関係)

施設	使用料 (単位 円)			
	午前 (午前	午後 (午後	夜間 (午後	終日 (午前

(使用料の額及び納付方法)

第9条 第3条第1項の許可を受けた者は、別表又は第2項及び第3項に定める額の使用料を納付しなければならない。

2～4 [略]

第10条～第15条 [略]

(指定管理者の指定等)

第16条 [略]

2 [略]

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第3条から第5条まで、第6条第1項及び第2項、第7条、第10条、第11条、第12条第1項並びに第14条の規定の適用については、第3条中「当該公会堂の所在地の区長（以下「区長」という。）」とあり、並びに第4条、第5条、第6条第1項及び第2項、第7条、第10条、第11条、第12条第1項並びに第14条中「区長」とあるのは、「第16条第1項に規定する指定管理者」とする。

第17条 [略]

別表 (第9条関係)

公会堂	施設	使用料 (単位 円)			
		午前 (午	午後 (午	夜間 (午後	終日 (午前



	9時から正午まで)	1時から午後4時30分まで)	5時から午後9時まで)	9時から午後9時まで)
ホール	5,400	8,200	10,900	21,800
101集会室	1,000	1,400	1,800	3,600
201集会室	800	1,100	1,400	2,900
202集会室	800	1,100	1,400	2,900
301集会室	1,000	1,400	1,800	3,600
302集会室	1,000	1,400	1,800	3,600
303集会室	1,000	1,400	1,800	3,600
和室	1,600	2,200	2,800	5,800

		前9時から正午まで)	後1時から午後4時30分まで)	5時から午後9時まで)	9時から午後9時まで)
神戸市立御影公会堂	ホール	5,400	8,200	10,900	21,800
	101集会室	1,000	1,400	1,800	3,600
	201集会室	800	1,100	1,400	2,900
	202集会室	800	1,100	1,400	2,900
	301集会室	1,000	1,400	1,800	3,600
	302集会室	1,000	1,400	1,800	3,600
	303集会室	1,000	1,400	1,800	3,600
	和室	1,600	2,200	2,800	5,800

	神戸大集	2,100	3,200	4,200	8,400
	市立会場				
	西公				
	会堂				

(保健所及び保健センター条例の一部改正)

第4条 保健所及び神戸市保健センター条例(平成10年3月条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市西保健センター	神戸市西区糺台5丁目 4番地の1	神戸市西保健センター	神戸市西区玉津町小山 字川端180番地の3

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(子どもを虐待から守る条例の一部改正)

- 2 神戸市子どもを虐待から守る条例(平成31年3月条例第26号)の一部を次の

ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 通告受理機関 神戸市児童相談所条例（昭和39年3月条例第70号）に基づく神戸市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）、区役所（神戸市区の設置等に関する条例（平成31年3月条例第31号）に規定する区の事務所をいう。以下同じ。）、同条例に基づく支所 <u>（須磨区役所北須磨支所に限る。）</u> 及び神戸市福祉事務所条例（昭和26年10月条例第68号）に基づく福祉事務所をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 通告受理機関 神戸市児童相談所条例（昭和39年3月条例第70号）に基づく神戸市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）、区役所（神戸市区の設置等に関する条例（平成31年3月条例第31号）に規定する区の事務所をいう。以下同じ。）、同条例に基づく支所 <u>並びに</u>神戸市福祉事務所条例（昭和26年10月条例第68号）に基づく福祉事務所をいう。</p>

## 理 由

西区役所を移転し、西神中央出張所を廃止し、及び玉津支所を設置するに当たり、条例を改正する必要があるため。